共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)	
共同研究契約標準契約書	共同研究契約標準契約書	
平成15年10月 1日制定	平成15年10月 1日制定	
(中略)	(中略)	
2023年 9月29日改正	2023年 9月29日改正	
2024年 3月29日改正		
(目 次)	(目 次)	
共同研究契約標準契約書	共同研究契約標準契約書	
(目次)	(目次)	
1. 共同研究契約標準契約書雛型	1. 共同研究契約標準契約書雛型	
2. 共同研究契約約款	2. 共同研究契約約款	
(1) 約款本文	(1) 約款本文	
第1章 ~ 第5章 (略)	第1章 ~ 第5章 (略)	
第6章 雑則(第38条-第5 <u>7</u> 条)	第6章 雑則(第38条-第5 <u>6</u> 条)	
特記事項 (略)	特記事項(略)	
附則 (略)	附則(略)	
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)	
1. 共同研究契約標準契約書雛型	1. 共同研究契約標準契約書雛型	
第1条 ~ 第4条 (略)	第1条 ~ 第4条 (略)	
(共同研究の実施)	(共同研究の実施)	
第5条	第5条	
第1項 ~ 第2項 (略)	第1項 ~ 第2項 (略)	
3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適	3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適	

共同研究契約標準契約書 (新)

用されるものとする。この場合、<u>共同研究期間が終了し、又は本契約が解除され</u>た場合を除き、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。

第6条 ~ 第8条 (略)

(存続条項)

第9条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、<u>第5条及び</u>前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有する ものとする。

本契約の締結を証するため、契約書○通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。<u>ただし、甲が提供する電子情報処理組織を用いて契約を締結</u>する場合において、甲が指定するときは、別途定めるところによるものとする。

- 2. 共同研究契約約款
- (1) 約款本文
- 第1条 ~ 第9条 (略)

(終了時評価及び追跡評価等の実施)

第10条 甲は、甲が別に定める基本計画(基本計画が定められていない共同研究にあっては、甲が別に定める実施方針。以下「基本計画等」という。)に規定する実施期間終了後に、技術評価(以下「<u>終了時</u>評価」という。)及び事業化の状況等の調査(以下「追跡評価等」という。)を行うことができるものとする。ただし、甲が必要があると認めるときは、<u>終了時</u>評価を実施期間終了年度に行うことができるものとする。

共同研究契約標準契約書(旧)

用されるものとする。この場合、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。

第6条 ~ 第8条 (略)

(存続条項)

第9条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書○通を作成し、双方記名押印の上、各1通を 保有するものとする。

- 2. 共同研究契約約款
- (1) 約款本文
- 第1条 ~ 第9条 (略)

(事後評価及び追跡評価等の実施)

第10条 甲は、甲が別に定める基本計画(基本計画が定められていない共同研究にあっては、甲が別に定める実施方針。以下「基本計画等」という。)に規定する実施期間終了後に、技術評価(以下「事後評価」という。)及び事業化の状況等の調査(以下「追跡評価等」という。)を行うことができるものとする。ただし、甲が必要があると認めるときは、事後評価を実施期間終了年度に行うことができるものとする。

共同研究契約標準契約書(旧)

第11条 ~ 第24条 (略)

(用語の定義)

第25条 この章において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育 成者権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。

第二号~第五号 (略)

(成果報告書・中間年報の提出)

第26条

第1項 ~ 第5項 (略)

6 複数の者が共同で共同研究先の公墓に応募し、当該応募に係る事業について甲 6 複数の者が共同で共同研究先の公墓に応募し、当該応募に係る事業について甲 が当該複数の者との間で複数の共同研究契約を締結した場合等であって、当該複 数の者の間で当該事業に関する共同研究契約が成立しているときは、当該複数の 者のいずれか一の者が当該共同研究の成果をとりまとめ、第1項に規定する様式 第10による共同研究業務成果報告届出書とともに、成果報告書の電子ファイル 化したものを甲に提出することができる。この場合において、当該一の者以外の 者については、第1項の規定は適用しない。

第7項 ~ 第8項 (略)

第27条 ~ 第30条の2 (略)

(知財マネジメント基本方針の遵守)

第30条の3 乙は、共同研究業務の実施にあたり、経済産業省が提示する「委託|第30条の3 乙は、共同研究業務の実施にあたり、委託研究開発における知的財 研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン を踏まえ

第11条 ~ 第24条 (略)

(用語の定義)

第25条 この章において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育 成者権をいう。

第二号~第五号 (略)

(成果報告書・中間年報の提出)

第26条

第1項 ~ 第5項 (略)

が当該複数の者との間で複数の共同研究契約を締結した場合であって、当該複数 の者の間で当該事業に関する共同研究契約が成立しているときは、当該複数の者 のいずれか一の者が当該共同研究の成果をとりまとめ、第1項に規定する様式第 10による共同研究業務成果報告届出書とともに、成果報告書の電子ファイル化 したものを甲に提出することができる。この場合において、当該一の者以外の者 については、第1項の規定は適用しない。

第7項 ~ 第8項 (略)

第27条 ~ 第30条の2 (略)

(知財マネジメント基本方針の遵守)

産マネジメントに関する運用ガイドライン(平成27年5月経済産業省)を踏ま

	Т
共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)
て、甲が公募時等に提示する知財マネジメント基本方針を遵守するものとする。	えて、甲が公募時等に提示する知財マネジメントに係る基本方針を遵守するもの
	とする。
(データマネジメント基本方針の遵守)	(データマネジメント <u>に係る</u> 基本方針の遵守)
第30条の4 乙は、共同研究業務の実施にあたり、 <mark>経済産業省が提示する「</mark> 委託	第30条の4 乙は、共同研究業務の実施にあたり、委託研究開発におけるデータ
研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン <u></u> を踏まえて、	マネジメントに関する運用ガイドライン (平成29年12月経済産業省)を踏まえ
甲が公募時等に提示するデータマネジメント基本方針を遵守するものとする。	て、甲が公募時等に提示するデータマネジメント <u>に係る</u> 基本方針を遵守するものと
	する。
第31条 (略)	第31条 (略)
(技術情報の封印等)	(技術情報の封印等)
第32条	第32条
第1項 ~ 第7項 (略)	第1項 ~ 第7項 (略)
8 乙は、第1項から第7項までに掲げる事項のほか、技術情報の封印等を行うに	
あたり必要な事項について、甲の指示があったときには、その指示に従うものと	
する。	
第33条 ~ 第33条の2 (略)	第33条 ~ 第33条の2 (略)
初 3 3 未	
(知的財産権の移転等の承認)	(知的財産権の移転等の承認)
第33条の3	第33条の3
第1項 ~ 第2項 (略)	第1項 ~ 第2項 (略)
3 甲が前2項の承認に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常実	
施権を要求する場合、乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転する前又は	一
当該知的財産権に専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする前に、甲に対し	

共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)
て無償で許諾しなければならない。	
第4項 (略)	第4項 (略)
(知的財産権の移転等の届出)	(知的財産権の移転等の届出)
第33条の4	第33条の4
第1項 (略)	第1項 (略)
2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常	2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常
実施権を要求する場合、乙は、 <u>甲以外の第三者に当該知的財産権を移転する前又</u>	実施権を要求する場合、乙は、甲に対して無償で許諾しなければならない。
は当該知的財産権に専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする前に、甲に対	
して無償で許諾しなければならない。	
第3項 ~ 第4項 (略)	第3項 ~ 第4項 (略)
第33条の5 ~ 第33条の6 (略)	第33条の5 ~ 第33条の6 (略)
(出願の通知)	(出願の通知)
第34条 乙は、共同研究業務に係る産業財産権の出願(PCT国内書面等(以下	第34条 乙は、共同研究業務に係る産業財産権の出願(PCT国内書面等(以下
「国内書面」という。)の提出を含む。)又は申請を行ったときは、甲が別に定め	「国内書面」という。)の提出を含む。)又は申請を行ったときは、 <mark>出願又は申請</mark>
る産業財産権出願通知書1通を出願の日(国内書面の提出にあっては提出日)か	番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人
ら60日以内(ただし、外国への出願及び外国への国内書面提出の場合は90日	又は申請人名及び発明の名称が確認できる書類(以下「書誌的事項を示す書類」
以内。)に甲に提出するものとする。	<u>という。)の写しを添付して、</u> 甲が別に定める産業財産権出願通知書1通を出願
	の日(国内書面の提出にあっては提出日)から60日以内(ただし、外国への出
	願及び外国への国内書面提出の場合は90日以内。) に甲に提出するものとする。
第2項 ~ 第3項 (略)	第2項 ~ 第3項 (略)
(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)	
第34条の2 乙は、共同研究業務の実施にあたり、経済施策を一体的に講ずるこ	

共同研究契約標準契約書 (新)

とによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)の第5章「特許出願の非公開(第65条-第85条)」の規定に関して、第30条の3に規定する知財マネジメント基本方針に基づき、甲への報告を行うものとする。

- 2 乙は、乙の特許出願に係る明細書等(経済安全保障推進法第65条第1項に規定する明細書等をいう。以下同じ。)に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明(経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。)の情報は、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲に提示しないこととする。
- 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明 に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法 第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、 この限りでない。
- 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が共同研究業務の管理における 必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、乙は、甲が 指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示す るものとする。

共同研究契約標準契約書(旧)

第35条 ~ 第52条 (略)

(協力事項)

第53条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項につい | て乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、 甲の負担とする。

第一号 (略)

二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価 等に係る資料の作成、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、 情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席

第三号 (略)

(存続条項)

- 第54条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第39条、第40条若しくは│第54条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第39条、第40条若しくは 第41条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる 条項については、引き続き効力を有するものとする。
 - 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第8条第3項、第15条第1項、第16条第9項、第24条第5項、第26条 第1項及び第4項並びに第31条第3項から第6項まで
 - 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第5条、第21条、第22条第3項から第7項まで及び第9項から第12項ま で、第22条の2第1項、第2項及び第6項から第13項まで、第23条、第2 7条、第28条、第29条第1項及び第4項、第30条の4、第33条から第3 6条まで、第43条、第44条から第47条まで、第49条、第51条、第51 条の2第1項から第6項まで並びに第53条第1項第三号

第三号 ~ 第四号 (略)

第35条 ~ 第52条 (略)

(協力事項)

第53条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項につい て乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、 甲の負担とする。

第一号 (略)

二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する事後評価及び追跡評価等 に係る資料の作成、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情 報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席

第三号 (略)

(存続条項)

- 第41条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる 条項については、引き続き効力を有するものとする。
 - 一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第8条第3項、第15条第1項、第16条第9項、第24条第5項、第26条 第1項及び第4項及び第31条第3項から第6項まで
 - 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第5条、第21条、第22条第3項から第7項まで及び第9項、第22条の2 第1項、第2項及び第6項から第13項まで、第23条、第27条、第28条、 第29条第1項及び第4項、第30条の4、第33条から第36条まで、第43 条、第44条から第47条まで、第49条、第51条、第51条の2第1項から 第6項まで及び第53条第1項第三号

第三号 ~ 第四号 (略)

共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書 (旧)
第55条 (略)	第55条 (略)
(その他必要な事項) 第56条 本契約に定めるもののほか、本契約に関し必要な事項は、甲が別にこれ を定める。	
(その他定めのない事項等の取扱) 第5 <u>7</u> 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。	(その他定めのない事項等の取扱) 第5 <u>6</u> 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。
特記事項 (略)	特記事項(略)
附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 (中略) 附 則 1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の規定は、2009年4月1日(平成21年4月1日)以降に締結した契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。	附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 (中略) 附 則 1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の規定は、2009年4月1日(平成21年4月1日)以降に締結した契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
<u>附 則</u> 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から	

共同研究契約標準契約書(新)		共同研究契約標準契約書(间)
<u>適用する。</u>			
2. ただし、改正後の約款第25条第1項第一号、	第32条第8項、第33条		
の3第3項、第33条の4第2項、第54条第	1項第二号及び第56条の		
規定は、2024年4月1日以降に締結した契約	的(変更契約を含む。)か		
ら、また、第34条の2第1項の規定は、20	24年4月1日以降に締結		
した契約(変更契約を含む。)において、経済安	全保障推進法の附則に基づ		
き、政令で定める特許出願の非公開(第66条	から第85条まで)の施行		
日から適用し、同日前に締結した契約については	は、なお従前の例による。		
(2) 様式		(2) 様式	
様式第1 ~ 様式第4-2 (略)		様式第1 ~ 様式第4-2 (略)	
様式第5 共同研究業務(実績・中間実績)報告書		様式第5 共同研究(実績・中間実績)報告書	
様式第6~様式第22 (略)		様式第6~様式第22 (略)	
(3) 共同研究契約約款別表		(3) 共同研究契約約款別表	
別紙1-1 ~ 別紙7 (略)		別紙1-1 ~ 別紙7 (略)	
別紙8 委託業務従事日誌		別紙8 委託業務従事日誌	
別紙9 ~ 別紙10 (略)		別紙9 ~ 別紙10 (略)	
別紙11 委託業務従事月報		別紙11 委託業務従事月報	
別紙12-1 ~ 別紙17 (略)		別紙12-1 ~ 別紙17 (略)	
(4) 共同研究費積算基準		(4) 共同研究費積算基準	
第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たって		第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した	委託費を整理するに当たって
は、次の <u>とお</u> りとする。		は、次の <u>通</u> りとする。	
項目	(摘 要)	項目	(摘 要)
(7) 日	(]响 安/		(]向 安/

共同研究契約標準契約書(新)			共	司研究契約標準契約書([旧]		
大項目	中項目	内 容		大項目	中項目	内 容	
I. 機械装置	等費 (略)			I.機械装置等	等費 (略)		
Ⅱ. 労務費	1. 研究員費	共同研究業務に直		Ⅱ. 労務費	1. 研究員費	共同研究業務に直	
		接従事した研究者、				接従事した研究者、	
		設計者及び工員等				設計者及び工員等	
		(以下「研究員」とい				(以下「研究員」とい	
		う。)の労務費は、原				う。)の労務費は、原	
		則として <u>、①又は②に</u>				則として甲が別に定	
		基づき算定する。				める健保等級に基づ	
		<u>①</u> 甲が別に定める				く労務費単価表(時間	
		健保等級に基づく労				単価用)の単価に基	
		務費単価表(時間単				づき算定する。	
		価用)の単価に基づき				ただし、以下に掲げ	
		算定する。				る場合はこの限りでは	
						<u>ない。</u>	
		<u>②</u> 当該業務におい				<u>①</u> 当該業務におい	
		て申告したエフォート				て申告したエフォート	
		にて従事させる旨、乙				にて従事させる旨、乙	
		から証明がなされた研				から証明がなされた研	
		究員(以下「エフォート				究員(以下「エフォート	
		専従者」という。)の場				専従者」という。)の場	
		合は、労務費単価表				合は、労務費単価表	
		(エフォート専従者用)				(エフォート専従者用)	
		の月額に申告したエ				の月額に申告したエ	
		フォートを乗じて算定				フォートを乗じて算 <u>出</u>	
		する。				する <u>こと</u> 。	
		健保等級を適用す				健保等級を適用す	
		る者の労務費の算定				る者の労務費の算定	
		においては、法定福				においては、法定福	

共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)	
利費(健康保険料及	利費(健康保険料及	
び雇用保険料等の雇	び雇用保険料等の雇	
用主負担分)を含める	用主負担分)を含める	
こととする		
(出向契約書等により	(出向契約書等により	
出向先が法定福利費	出向先が法定福利費	
を負担していることが	を負担していることが	
確認可能な場合の出	確認可能な場合の出	
向契約者を含む)。	向契約者を含む)。	
ただし、上記以外	ただし、上記以外	
の出向契約者及び国	の出向契約者及び国	
民健康保険加入者を	民健康保険加入者を	
健保等級適用者とし	健保等級適用者とし	
て取り扱う場合は、法	て取り扱う場合は、法	
定福利費を含めな	定福利費を含めな	
\ \v`₀	V v₀	
なお、 <u>①又は②に</u>	なお、労務費単価	
<u>よる</u> 労務費単価表の	表の適用 <u>及び①の方</u>	
適用が困難であると	<u>法による算出</u> が困難	
甲が了解した場合	であると甲が <u>あらかじ</u>	
は、 <u>③に基づき算定</u>	<u>め</u> 了解した場合 <u>に</u> は、	
<u>することができる。</u>	乙が国の事業におい	
③研究分担先であ	て使用している受託	
<u>る組合員毎に経理処</u>	規定に基づき算出す	
理を行う技術研究組	ることもできる。この場	
合等において、当該	合において、I に含	
組合員が国公立大学		
<u>法人、大学共同利用</u>	まれるものを除く。	

	共同	研究契約標準契約書(新	新)		共同	司研究契約標準契約書((旧)
	2. 補助員費	機関法人、公立大学、 私立大学若しくは高 等専門学校又は国立 研究開発法人、独立 行政法人若しくは地 方独立行政法人であ る場合は、甲が別途 定める業務委託費積 算基準(大学用)又は 業務委託費積算基準 (国立研究開発法人 等用)を準用して算 定する。 共同研究業務に直 接従事したアルバイト、パート等の経費(た だし、Iに含まれるも のを除く。)			2. 補助員費	共同研究業務に直 接従事したアルバイ ト、パート等の経費(た だし、Iに含まれるも のを除く。)	
Ⅲ. その他経費	(略)	1				~> ∠	
IV. 間接経費		上記経費を除く <u>共</u> 同研究業務の実施に 伴う乙の管理等に必 要な経費	 間接経費の算定は、経費総額(I~Ⅲ)に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるとき 	Ⅲ. その他経費 Ⅳ. 間接経費	· (略)	上記経費を除く <mark>委</mark> <u>託</u> 業務の実施に伴う 乙の管理等に必要な 経費	費総額(Ⅰ~Ⅲ)に間接

共同研究契約	標準契約書 (新)	共同研究契約標準契約書(旧)
	は、その率とする。ただ	0%とするが、この率を
	し、次項3に該当する中	下回る率を用いるとき
	小企業及び次項4に該┃┃	は、その率とする。ただ
	当する技術研究組合等	し、次項3に該当する中
	については、間接経費率	小企業及び次項4に該
	は20%(甲が別に指示	当する技術研究組合等
	する場合はその率)と	については、間接経費率
	し、この率を下回る率を	は20%(甲が別に指示
	用いるときは、その率と	する場合はその率)と
	する。 <u>また、研究分担先</u>	し、この率を下回る率を
	である組合員毎に経理	用いるときは、その率と
	処理を行う技術研究組	する。
	<u>合等については、当該組</u>	
	合員毎に第2項から第	
	5 項までを準用して定	
	められる間接経費率を	
	<u>用いることができる。た</u>	
	だし、当該組合員が国公	
	立大学法人、大学共同利	
	用機関法人、公立大学、	
	私立大学若しくは高等	
	専門学校又は国立研究	
	開発法人、独立行政法人	
	<u>若しくは地方独立行政</u>	
	<u>法人である場合は、当該</u>	
	組合員の間接経費率を	
	原則30%とし、この率	
	を下回る率を用いると	
	きは、その率とすること	

共同研究契	約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)
共同研究契	ができる。3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2	3 前項のただし書きに 定める中小企業は、中小 企業基本法第2条に該
	条に該当する法人であっても甲が別に定める 「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 4 第2項のただし書き	当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2 人に該当する法人であっても甲が別に定める 「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとす
	に定める技術研究組合 等は、当該組合の組合員 である会社法に定める 会社のうち、3分の2以 上が中小企業基本法第 2条に該当する法人で 構成する組合とする。た	る。 4 第2項のただし書き に定める技術研究組合 等は、当該組合の組合員 である会社法に定める 会社のうち、3分の2以 上が中小企業基本法第
	だし、中小企業基本法第 2条に該当する法人で あっても甲が別に定め る「みなし大企業等」に 該当する場合は、中小企 業に該当しないものと する。	2条に該当する法人で 構成する組合とする。た だし、中小企業基本法第 2条に該当する法人で あっても甲が別に定め る「みなし大企業等」に 該当する場合は、中小企
	業に該当しないものと	る「みなし大企業

共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)
共同研究契約標準契約書(新) 術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。 一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めると	共同研究契約標準契約書(旧) 5 第2項のただし書きに 定める中小企業及び技 術研究組合等の判定に 当たっては、次のとおり とする。 一. 契約の締結時は、契約 を締結する事業年度の 4月1日時点における 最新のデータから判断 するものとする。ただ し、契約を締結する事 業年度の4月1日時点 で設立されていない企
ころによる。 ころによる。 二. 複数年契約における 次年度分は、次年度4月 1日時点における最新 のデータで判断する。 V. 再委託費・共同実施費 (略)	業及び技術研究組合等 は、甲が別に定めると ころによる。 二. 複数年契約における 次年度分は、次年度4月 1日時点における最新 のデータで判断する。
第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、共同研究期間中に共同研究業	V. 再委託費・共同実施費 (略)

- 第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、共同研究期間中に共同研究業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、共同研究期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。
- 1 共同研究期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、 共同研究期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められ るもののうち、その支払期限が共同研究業務実績報告書を乙が甲に提出する日ま
- 第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、共同研究期間中に共同研究業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、共同研究期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。
- 1 共同研究期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、

共同研究契約標準契約書(新)	共同研究契約標準契約書(旧)
でのもの。	共同研究期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められ
2 共同研究期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。	るもののうち、その支払期限が <u>共同研究期間終了日の翌月末日</u> までのもの。
3 (削除)	
	2 共同研究期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。
	3 共同研究期間中に発生した再委託費・共同実施費であって、共同研究業務実績
	報告書または共同研究中間実績報告書を乙が甲に提出する前までに、乙が再委託
第3 (略)	<u>先・共同実施先に対し支払いを完了したもの。</u>
	第3 (略)